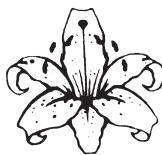


# 神奈川県公報



毎週火曜日及び金曜日発行

令和 8 年 1 月 30 日 (金曜日) 定期 第 684 号

県の花：山ゆり

目 次	ページ
<b>○告示</b>	
指定管理者の指定の期間の変更（2件）（文化スポーツ観光・スポーツ課）	87
土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（環境農政・環境課）	88
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定（環境農政・資源循環推進課）	88
保安林の指定の予定（県西地域県政総合センター）	88
入会林野整備計画の認可（湘南地域県政総合センター）	89
神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定の失効（健康医療・薬務課）	89
特定計量器の定期検査の実施（計量検定所）	90
指定管理者の指定の期間の変更（24件）（県土整備・都市公園課）	90
急傾斜地崩壊危険区域の指定（県土整備・砂防課）	95
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定の解除（2件）（県土整備・砂防課）	96
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定（2件）（県土整備・砂防課）	97
<b>○教育委員会規則</b>	
県立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の一部を改正する規則（教委・教職員企画課）	98
<b>○選挙管理委員会告示</b>	
公職選挙法施行令による施設の指定	99
公職選挙法施行令による指定施設の名称変更	99
公職選挙法施行令による指定施設の所在地変更	99
<b>○公安委員会規則</b>	
神奈川県公安委員会情報セキュリティに関する規則（警察・総務課）	100
<b>○公告</b>	
都市計画の図書の写しの縦覧（2件）（県土整備・都市計画課）	101
土地区画整理事業の換地処分（県土整備・都市整備課）	101
<b>○入札公告</b>	
特定調達契約に係る一般競争入札の実施（警察・会計課）	101
落札者等の公告（企業・会計課）	103

---

## 告 示

---

### 神奈川県告示第13号

令和 3 年神奈川県告示第655号で告示をした神奈川県立相模湖漕艇場の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

### 変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

### 神奈川県告示第14号

令和 3 年神奈川県告示第656号で告示をした神奈川県立山岳スポーツセンターの指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

### 神奈川県告示第15号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定に基づき、次の形質変更時要届出区域について同条第1項の指定を解除する。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

鎌倉市上町屋字池ノ下 3 番 2 の一部（次の図に示す部分に限る。）

2 土壌溶出量基準又は土壤含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物並びにふつ素及びその化合物

3 講じられた汚染の除去等の措置

土壤汚染の除去

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県環境農政局環境部環境課及び神奈川県横須賀三浦地域県政総合センター環境部環境課において一般の縦覧に供する。）

### 神奈川県告示第16号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、廃棄物が地下にある土地であって土地の掘削その他の土地の形質の変更が行われることにより当該廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障が生ずるおそれがあるものの区域を次のとおり指定する。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

指定番号	指定する区域	埋立地の区分
一廃－018	藤沢市葛原字滝谷戸1, 765番の一部、1, 766番、1, 767番の一部、1, 770番の一部、1, 771番1、1, 771番2、1, 771番3、1, 772番1、1, 772番2、1, 773番1の一部、1, 773番2の一部、1, 773番3の一部、1, 773番5の一部、1, 776番の一部、1, 777番、1, 778番、1, 779番、1, 780番の一部、1, 781番の一部、1, 782番、1, 783番、1, 784番の一部、1, 785番1、1, 785番2の一部、1, 787番の一部、1, 788番の一部、1, 789番の一部、1, 790番の一部、1, 791番1、1, 791番2、1, 791番3、1, 792番、1, 793番1、1, 793番2、1, 794番1、1, 794番2、1, 794番3、1, 795番1、1, 795番2、1, 796番1、1, 796番2、1, 796番3、1, 796番4、1, 797番、1, 798番1、1, 798番2、1, 799番イの一部、1, 800番の一部、1, 802番1の一部、1, 802番2、1, 802番3の一部、1, 802番4の一部、1, 802番5の一部、1, 766番地先、1, 771番1地先、1, 776番地先、1, 793番1地先、1, 794番3地先、1, 797番及び1, 798番2地先	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 13 条の 2 第 1 号

**神奈川県告示第17号**

次のように森林を保安林予定森林にしたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 保安林予定森林の所在場所

足柄上郡山北町皆瀬川字戌間沢659、660、663の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を神奈川県環境農政局緑政部水源環境保全課及び山北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**神奈川県告示第18号**

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第11条第1項の規定により、大山子易地区入会林野整備計画を認可した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**神奈川県告示第19号**

神奈川県薬物濫用防止条例（平成27年神奈川県条例第10号）第11条第1項の規定により、知事指定薬物の指定は、次のとおり効力を失う。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 3- {2- [(シクロプロピル) (メチル) アミノ] エチル} -1H-インドール-4-オール及びその塩類（通称名 4 HO-McPT、4 OH-McPT、4-hydroxy McPT）
- (2) 化学名 2- [(4-イソプロポキシフェニル) メチル] -5-ニトロ-1- [2- (ピロリジン-1-イル) エチル] -1H-ベンゾ[d]イミダゾール及びその塩類（通称名 N-Pyrrolidin-1-isotonitazene、Isotonitazepyne）
- (3) 化学名 2- {2- [(2, 3-ジヒドロベンゾフラン-5-イル) メチル] -5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル} -N, N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類（通称名 Ethyleneoxynitazene、Tetrahydrofuranitazene）

## 2 失効の理由

1 の知事指定薬物が神奈川県薬物濫用防止条例第 2 条第 5 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

## 3 失効年月日

令和 8 年 1 月 31 日

**神奈川県告示第20号**

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定による特定計量器の定期検査を、同法第 20 条第 1 項の規定により、指定定期検査機関公益社団法人神奈川県計量協会に次のとおり実施させる。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 1 検査を行う区域及び実施期日

区域	実施期日
足柄上郡松田町（令和 7 年度中に当該定期検査の対象とした者を除く。）	令和 8 年 3 月 2 日（月）から同月 27 日（金）まで（神奈川県の休日を定める条例（平成元年神奈川県条例第 12 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）
海老名市及び座間市（令和 7 年度中に当該定期検査の対象とした者を除く。）	令和 8 年 3 月 2 日（月）から同月 27 日（金）まで（休日を除く。）

## 2 検査対象となる特定計量器

非自動はかり、分銅及びおもり

## 3 検査の実施場所

特定計量器の所在場所又は公益社団法人神奈川県計量協会 横浜市神奈川区浦島丘 4 電話（045）326-6412

**神奈川県告示第21号**

令和 3 年神奈川県告示第 529 号で告示をした神奈川県立塚山公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

**神奈川県告示第22号**

令和 3 年神奈川県告示第 530 号で告示をした神奈川県立保土ヶ谷公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

**神奈川県告示第23号**

令和 3 年神奈川県告示第531号で告示をした神奈川県立三ツ池公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**変更後の指定の期間**

令和 4 年 4 月 1 日から令和11年 3 月 31 日まで

---

**神奈川県告示第24号**

令和 3 年神奈川県告示第532号で告示をした神奈川県立葉山公園及び神奈川県立はやま三ヶ岡山緑地の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**変更後の指定の期間**

令和 4 年 4 月 1 日から令和11年 3 月 31 日まで

---

**神奈川県告示第25号**

令和 3 年神奈川県告示第533号で告示をした神奈川県立湘南海岸公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**変更後の指定の期間**

令和 4 年 4 月 1 日から令和11年 3 月 31 日まで

---

**神奈川県告示第26号**

令和 3 年神奈川県告示第661号で告示をした相模湖公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**変更後の指定の期間**

令和 4 年 4 月 1 日から令和11年 3 月 31 日まで

---

**神奈川県告示第27号**

令和 3 年神奈川県告示第534号で告示をした神奈川県立城ヶ島公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**変更後の指定の期間**

令和 4 年 4 月 1 日から令和11年 3 月 31 日まで

**神奈川県告示第28号**

令和 3 年神奈川県告示第535号で告示をした神奈川県立恩賜箱根公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**変更後の指定の期間**

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

**神奈川県告示第29号**

令和 3 年神奈川県告示第536号で告示をした神奈川県立辻堂海浜公園及び神奈川県立湘南汐見台公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**変更後の指定の期間**

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

**神奈川県告示第30号**

令和 3 年神奈川県告示第537号で告示をした神奈川県立観音崎公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**変更後の指定の期間**

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

**神奈川県告示第31号**

令和 3 年神奈川県告示第538号で告示をした神奈川県立東高根森林公园の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

**変更後の指定の期間**

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

**神奈川県告示第32号**

令和 3 年神奈川県告示第539号で告示をした神奈川県立相模原公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

**神奈川県告示第33号**

令和 3 年神奈川県告示第 540 号で告示をした神奈川県立大磯城山公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

**神奈川県告示第34号**

令和 3 年神奈川県告示第 541 号で告示をした神奈川県立七沢森林公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

**神奈川県告示第35号**

令和 3 年神奈川県告示第 542 号で告示をした神奈川県立四季の森公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

**神奈川県告示第36号**

令和 3 年神奈川県告示第 543 号で告示をした神奈川県立座間谷戸山公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

## 変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

**神奈川県告示第37号**

令和 3 年神奈川県告示第 662 号で告示をした秦野戸川公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

#### 神奈川県告示第38号

令和 3 年神奈川県告示第 544 号で告示をした神奈川県立津久井湖城山公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

#### 神奈川県告示第39号

令和 3 年神奈川県告示第 545 号で告示をした神奈川県立茅ヶ崎里山公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

#### 神奈川県告示第40号

令和 3 年神奈川県告示第 546 号で告示をした神奈川県立あいかわ公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

#### 神奈川県告示第41号

令和 3 年神奈川県告示第 663 号で告示をした相模三川公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

#### 神奈川県告示第42号

令和 3 年神奈川県告示第547号で告示をした神奈川県立おだわら諏訪の原公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

### 神奈川県告示第43号

令和 3 年神奈川県告示第548号で告示をした神奈川県立境川遊水地公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

### 神奈川県告示第44号

令和 3 年神奈川県告示第664号で告示をした山北つぶらの公園の指定管理者の指定について、指定の期間を次のとおり変更した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

変更後の指定の期間

令和 4 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日まで

---

### 神奈川県告示第45号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

#### 1 区域の名称

寺山町地区急傾斜地崩壊危険区域

#### 2 区域

次に掲げる土地に存する標柱第 1 号から第 4 号までを順次結んだ線及び標柱第 4 号と第 1 号を横浜市道中山第224号線に沿って結んだ線によって囲まれた区域（次の図に示す部分に限る。）

標柱番号	所在及び地番	
第 1 号	同	525番 9
第 2 号	同	525番 5
第 3 号	同	525番 16
	同	525番 17

第4号

同

518番15

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県国土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県横浜川崎治水事務所において一般の縦覧に供する。)

## 神奈川県告示第46号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和8年1月30日

神奈川県知事 黒岩祐治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
根小屋1	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋1	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋2	相模原市緑区根小屋及び小倉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋2	相模原市緑区根小屋及び小倉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋3	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋3	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋4	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋4	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋6	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾地の崩壊	根小屋6	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋8	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋8	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋9	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋9	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋13	相模原市緑区根小屋及び中野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋13	相模原市緑区根小屋及び中野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋14	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋14	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋17	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋17	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋19	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋19	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋21	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋21	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県国土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターにおいて一般の縦覧に供する。)

**神奈川県告示第47号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域及び同法第9条第1項の規定により指定した土砂災害特別警戒区域について次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	解除する区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
愛名 4	厚木市愛名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	愛名 4	厚木市愛名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

（「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県県土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県厚木土木事務所において一般の縦覧に供する。）

**神奈川県告示第48号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
根小屋 1	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋 1	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋 2	相模原市緑区根小屋及び小倉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋 2	相模原市緑区根小屋及び小倉のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋 3	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋 3	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋 4	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋 4	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋 6	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋 6	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋 8	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋 8	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋 9	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋 9	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

根小屋13	相模原市緑区根小屋及び中野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋13	相模原市緑区根小屋及び中野のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋14	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋14	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋17	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋17	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋19	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋19	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり
根小屋21	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	根小屋21	相模原市緑区根小屋のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県国土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県厚木土木事務所津久井治水センターにおいて一般の縦覧に供する。)

### 神奈川県告示第49号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の土地の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

土砂災害警戒区域			土砂災害特別警戒区域			
区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の名称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
愛名 4	厚木市愛名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	愛名 4	厚木市愛名のうち、次の図に示す区域	急傾斜地の崩壊	次の図に示すとおり

(「次の図」は省略し、その図面は、神奈川県国土整備局河川下水道部砂防課及び神奈川県厚木土木事務所において一般の縦覧に供する。)

### 教育委員会規則

県立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県教育委員会

教育長 花 田 忠 雄

### 神奈川県教育委員会規則第 3 号

#### 県立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則の一部を改正する規則

県立学校の教育職員の業務量の管理に関する規則（令和 2 年神奈川県教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「（令和 2 年文部科学省告示第 1 号）第 3」を「（令和 7 年文部科学省告示第 114 号）第 1 章第 3 節」に改める。

#### 附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

**選挙管理委員会告示****神奈川県選挙管理委員会告示第17号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項の規定による施設として、次のとおり指定した。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 保 阪 努

名称	所在地
一織庵今宿西町	横浜市旭区今宿西町255
SOMPOケアラヴィーレ川崎	川崎市幸区幸町2-632の1
クラーチ・ファミリア稻田堤	川崎市多摩区菅稻田堤1-17の15
セレニティホスピス登戸	川崎市多摩区登戸3, 262
オアシスらんど柿生	川崎市麻生区片平6-6の6
湘南ふれあいの園ナーシングホーム元町	茅ヶ崎市元町10の3

**神奈川県選挙管理委員会告示第18号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項の規定により指定した施設の名称の変更があった。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 保 阪 努

変更前	変更後	変更年月日
SOMPOケアラヴィーレ洋光台	SOMPOケアラヴィーレ横浜洋光台	令和 7 年 3 月 1 日
エスペランサ武蔵小杉	グランフォレスト武蔵小杉	令和 7 年 11 月 1 日
エスペランサ登戸	グランフォレスト登戸	令和 7 年 11 月 2 日

**神奈川県選挙管理委員会告示第19号**

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項の規定により指定した施設の所在地の変更があった。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県選挙管理委員会

委員長 保 阪 努

名称	変更前	変更後	変更年月日
SOMPOケアラヴィーレ横浜洋光台	横浜市磯子区洋光台2-16の26	横浜市磯子区洋光台2-3の19	令和 7 年 3 月 1 日

グランフォレスト登戸	川崎市多摩区登戸3,262	川崎市多摩区登戸595	令和 7 年 11 月 2 日
------------	---------------	-------------	-----------------

## 公安委員会規則

神奈川県公安委員会情報セキュリティに関する規則をここに公布する。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県公安委員会

委員長 笹 野 章 央

神奈川県公安委員会規則第 1 号

### 神奈川県公安委員会情報セキュリティに関する規則

(趣旨)

**第 1 条** この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の6 第1項及び第2項の規定に基づき、神奈川県公安委員会が保有する情報の機密性、完全性及び可用性を維持するため、神奈川県公安委員会が実施する情報セキュリティ対策について基本的な事項を定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 機密性 情報について、当該情報を利用する権限を有する者だけが当該情報を利用できることをいう。
- (2) 完全性 情報について、その処理及び伝送が正確であることをいう。
- (3) 可用性 情報について、これを利用する権限を有する者が必要なときにこれを利用できることをいう。
- (4) 情報セキュリティ 情報の機密性、完全性及び可用性が確保されていることをいう。
- (5) 警察情報システム 警察庁及び神奈川県警察が設置する情報システムであって警察庁が設置する情報システムと接続されているものをいう。
- (6) 警察情報システム等 警察情報システム及び警察業務に係る情報の処理を行うその他の電子計算機をいう。
- (7) 管理対象情報 次に掲げる情報をいう。
  - ア 警察情報システム等に記録された情報（書面に記載された情報であってその内容が警察情報システム等に入力されたものを含む。）
  - イ 警察情報システム等から出力された情報
  - ウ 警察以外の機関が設置する電子計算機その他の情報処理機器（この号において「機器等」という。）において、神奈川県公安委員会委員（以下「委員」という。）が業務上取り扱う情報（機器等に入力し、情報の処理を行うことを前提としたものを含む。）
  - エ 警察情報システム等の設計又は運用管理に関する情報

(管理対象情報の分類)

**第 3 条** 管理対象情報については、その性質、内容及び利用の態様に応じて分類し、それらの分類に応じた対策に従い適正に管理されなければならない。

(委員の責務)

**第 4 条** 委員は、警察情報システム等及び管理対象情報を適切に取り扱わなければならない。

(実施細目)

**第 5 条** この規則に定めるもののほか、神奈川県公安委員会の運営について、警察情報システム等により情報を取り扱う場合は、神奈川県警察本部長が定める情報セキュリティに関する規定によるものとする。

附 則

この規則は、令和 8 年 2 月 1 日から施行する。

---

## 公 告

---

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により藤沢市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

藤沢都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

---

都市計画法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により秦野市長から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供します。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 都市計画の種類及び名称

秦野都市計画生産緑地地区

2 縦覧場所

神奈川県県土整備局都市部都市計画課

---

土地区画整理法第103条第1項の規定により、令和 8 年 1 月 8 日に寒川町田端西地区土地区画整理組合による換地処分がありました。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

---

## 入 札 公 告

---

### 特定調達契約に係る入札公告

次のとおり一般競争入札を行います。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治

1 調達内容

(1) 借入物品の名称及び数量

運転免許申請受付端末機ほかの賃貸借及び保守 一式

(2) 借入期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 13 年 9 月 30 日まで

(3) 納入場所

入札説明書及び仕様書によります。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者で、同条第2項の規定により一般競争入札に参加させないこととした者に該当しないものであること。
- (2) 神奈川県入札参加資格者名簿（物件の買入れ・物件の借入れ・一般業務の請負等）において営業種目として「物件の借入れ」に登載されている者で、「A」又は「B」の等級に区分されているものであること。
- (3) 神奈川県の指名停止期間中の者でないこと。
- (4) 仕様書に示す業務内容を、公正かつ的確に遂行し得る者であること。

なお、この入札に参加を希望する者で(2)に該当しないものは、次により資格審査を申請することができます。

ア 資格審査に関する問合せ先

神奈川県会計局調達課資格審査グループ（神奈川県庁本庁舎1階 電話（045）210-6721）

イ 申請方法

かながわ電子入札共同システム（URL <https://nyusatsu.e-kanagawa.lg.jp/>）の資格申請システムの入札参加資格申請メニューのWTO申請により入札参加資格申請手続を行うとともに、資格申請に必要な書類を神奈川県会計局調達課「入札参加資格申請・共同受付窓口」（郵便番号231-8588 横浜市中区日本大通1 神奈川県庁本庁舎1階）へ提出してください。

また、かながわ電子入札共同システムの資格申請システムによることができない場合は、所定の競争入札参加資格認定申請書及び申請に必要な書類をアの場所に提出してください。

ウ 申請期限

令和8年2月24日(火)午後5時15分

エ その他

詳細は、かながわ電子入札共同システムの説明によります。

### 3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び事務を担当する所属

郵便番号231-8403 横浜市中区海岸通2-4 神奈川県警察本部8階 神奈川県警察本部総務部会計課  
調達係 大宅 智晶 電話（045）211-1212 内線2248

なお、入札説明書は、(2)の期間中、かながわ電子入札共同システムで公表しますので、ダウンロードにより入手することもできます。

- (2) 入札説明書の交付期間

令和8年1月30日(金)から同年2月24日(火)まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

### 4 入札参加希望者に求められる義務

この入札に参加を希望する者は、競争参加資格確認申請書及び入札説明書に記載する必要な書類等を令和8年2月24日(火)午後5時15分までにかながわ電子入札共同システム又は持参により3の(1)の場所に提出してください（持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）。

### 5 入札及び開札の場所及び日時

この入札は、神奈川県警察本部8階 神奈川県警察本部総務部会計課調達係において、かながわ電子入札共同システムにより入札を行います。

- (1) 入札期間

令和8年4月3日(金)午前8時30分から同月6日(月)午後5時15分まで

- (2) 開札日時

令和8年4月7日(火)午前10時

なお、郵便による入札をしようとする者は、令和8年4月6日(月)午後5時15分までに到着するよう3の

(1)の場所に入札書を郵送してください。

また、持参による場合は、同期限までに同所へ入札書を提出してください（土曜日及び日曜日を除く。）。

## 6 契約の締結

契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳出予算について契約に係る経費を減額し、又は削除する議決があった場合は、契約を変更し、又は解除します。

## 7 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札及び入札の条件に違反した入札は無効とします。

(4) 落札者の決定方法

神奈川県財務規則第41条第1項の規定に基づいて定めた予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 非公開にしている仕様書及びドキュメントの開示

申請期限までに保秘に係る誓約書を提出し、非公開にしている仕様書及びドキュメントを閲覧してください。

(7) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

## 8 Summary

(1) The nature and quantity of the products to be leased : Lease and maintenance of device for driver's license application and others, 1 set

(2) Time limit of tender : 5 : 15 p.m., April 6, 2026

(3) Contact point for the notice : Tomoaki Oya, Finance Division, Kanagawa Prefectural Police Headquarters, Kaigan-dori 2-4, Naka-ku, Yokohama-shi, Kanagawa-ken, 231-8403 Japan, Tel (045) 211-1212 ext. 2248

---

## 落札者等の公告

### <掲載順序>

(1)物品等又は特定役務の名称及び数量 (2)事務を担当する所属の名称及び所在地 (3)落札決定日 (随意契約の場合は契約日) (4)落札者 (随意契約の場合は契約者) の氏名及び住所 (5)落札金額 (随意契約の場合は契約金額) (6)契約の相手方を決定した手続 (7)一般競争入札又は指名競争入札の場合は入札公告日 (8)随意契約の場合はその理由

次のとおり落札者等について公告します。

令和 8 年 1 月 30 日

神奈川県公営企業管理者

企業庁長 浦 邊 哲

横浜市中区日本大通 1 (3)令和 7 年 12 月 9 日 (4)三菱 HC キャピタル株式会社公共営業部 東京都港区西新橋 1-3 の 1 (5)124,361,160 円 (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

2

(1)新工事積算システム用ソフトウェアの賃貸借及び保守 一式 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 7 年 12 月 9 日 (4)三菱 HC キャピタル株式会社公共営業部 東京都港区西新橋 1-3 の 1 (5)70,469,652 円 (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

3

(1)管路情報システム機器用ソフトウェアの賃貸借及び保守 一式 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 7 年 12 月 9 日 (4)三菱 HC キャピタル株式会社公共営業部 東京都港区西新橋 1-3 の 1 (5)243,236,400 円 (6)随意契約 (8)地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号

4

(1)上下水道料金関係帳票作成等業務委託 一式 (2)神奈川県企業庁企業局財務部会計課 横浜市中区日本大通 1 (3)令和 7 年 12 月 12 日 (4)小林クリエイト株式会社横浜支社 横浜市西区浅間町 1-10 (5)175,937,190 円 (6)一般競争入札 (7)令和 7 年 10 月 28 日